

○法務省  
厚生労働省 令第五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八  
条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよ  
うに定める。

平成三十年十一月十六日

法務大臣 山下 貴司

厚生労働大臣 根本 匠

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令  
第三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第一 一〇三 (略)		別表第二 一〇三 (略)	
四 食品製造関係 (八職種十三作業)		四 食品製造関係 (十一職種十六作業)	
職種 (略)	作業	職種 (略)	作業
農産物漬物製造業	農産物漬物製造業	農産物漬物製造業	農産物漬物製造業
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造
試験	試験	試験	試験
農産物漬物製造業技能実習評価試験	農産物漬物製造業技能実習評価試験	農産物漬物製造業技能実習評価試験	農産物漬物製造業技能実習評価試験
全日本漬物協同組合連合会	全日本漬物協同組合連合会	公益社団法人日本メデイカル給食協会	公益社団法人日本メデイカル給食協会
試験実施者		試験実施者	
五〇七 (略)		五〇七 (略)	
五〇八 (略)		五〇八 (略)	

改正前

別表第一 一〇三 (略)		別表第二 一〇三 (略)	
四 食品製造関係 (七職種十二作業)		四 食品製造関係 (十職種十五作業)	
職種 (略)	作業	職種 (略)	作業
農産物漬物製造業	農産物漬物製造業	農産物漬物製造業	農産物漬物製造業
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造
試験	試験	試験	試験
農産物漬物製造業技能実習評価試験	農産物漬物製造業技能実習評価試験	農産物漬物製造業技能実習評価試験	農産物漬物製造業技能実習評価試験
全日本漬物協同組合連合会	全日本漬物協同組合連合会	公益社団法人日本メデイカル給食協会	公益社団法人日本メデイカル給食協会
試験実施者		試験実施者	
五〇七 (略)		五〇七 (略)	
五〇八 (略)		五〇八 (略)	

(傍線部分は改正部分)

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。